

島本町教育委員会 会議録（令和6年第10回 定例会）

日 時	令和6年9月24日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時00分
場 所	島本町役場地階 第五会議室
出席者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、平田滉陽主査 （教育推進課）岡澤潤課長兼教育センター所長、森悠介参事、吉田裕亮参事、杉谷久彌参事、山本千尋参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠席者	
委 員	
議 題	第13号報告 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告の臨時代理について 第37号議案 島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について 第14号報告 令和6年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表について
議 決 事 項	第37号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和6年第9回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、丸野教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、丸野教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第13号報告「令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第13号報告「令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告のため、令和6年第9回教育委員会定例会において議案として提出し、議決をいただきました。その後、町議会9月定例会議における報告のため、事務を進めておりましたところ、一部誤りがあることが分かりましたので、本来であれば教育長に対する事務委任規則第1条第1項第20号の規定に基づき、再度議決を得る必要があったものでございます。しかしながら、町議会9月定例会議の議案発送日が令和6年8月20日であったため、事務の都合上、教育委員会議を開催し議決を得るための時間的余裕がございましたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

57ページの資料を御覧ください。誤りがありましたのは、上から2つ目の表中、貸出点数の令和5年度分についてであり、誤った数につきましては「316, 814」であり、正しくは今回の議案資料のとおり「316, 813」でございます。

今後このようなことがないように努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第37号議案「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第37号議案「島本町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の69ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、71ページをお開きください。

まず、提案理由は、府の条例で規定されている特別休暇の名称と本規則の特別休暇の名称を一致させるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

72ページを御覧ください。

第5条について、「子育て部分休業」の文言を「子育て部分休暇」に改めるものでございます。

なお、本規則については、令和6年度第5回定例会において、一部改正の議決いただいたものでありますが、その際に「子育て部分休暇」と規定すべきところ、誤って「子育て部分休業」と規定してしまったものでございます。

今後の一部改正等の事務につきまして、細心の注意を払って対応してまいりたいと考えております。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

府と一致させるためなので異論はないのですが、国の育児介護休業法とこれは合わせて作られているものなののでしょうか。そうであれば、今回休暇なのですが、休業という言葉もどこかで出てくるはずなのですが、それはどうなっているのか教えてください。

教育総務課長

本件については、「子育て部分休暇」は府の条例で規定されており、承認についても同条例第20条に規定しておりまして、今回、子育て部分休業という文言がないため、今回一致させるものです。

教育委員

それでしたら、もし育児休業に入りたい場合は国の育児休業法を使うということですね。府のこれではなく。休暇とか。

教育総務課参事

育児休業の取得できる休暇の根拠については、地方公務員の育児休業法がありますので、そちらに基づいて地方公務員は育児休業を取るという形になります。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

教育委員

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第14号報告「令和6年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第14号報告、令和6年度「全国学力・学習状況調査結

果」の公表につきまして、御説明申し上げます。

それでは75ページの資料「学力・学習状況調査の結果概要」を御覧ください。

学力に係る調査は、小学校は国語、算数の2教科、中学校は国語、数学の2教科について実施されました。

今回の調査において、小学校の平均正答率は、国語では、全国平均を2.3ポイント上回りました。算数でも、4.6ポイント上回る結果となりました。中学校の平均正答率については、国語では、全国平均を4.9ポイント上回りました。数学でも6.5ポイント全国平均を上回る結果となりました。無回答率につきましては、小学校では全ての教科区分において全国平均と比較してわずかに悪い結果に、中学校では全ての教科区分で全国平均と比較して良い結果となりました。

次に、76ページのアンケート（抜粋）を御覧ください。令和5年度に作成いたしましたみづまろキッズプランの指導書に記載のとおり、当該プランで身に付けさせたい力である「自己表現力」「課題探究力」「社会参画力」が身についたかの指標の一つとして、本アンケートを活用したいと考え、いくつかの設問について結果を掲載しております。

今年度の成果といたしましては、地域社会への積極的な参加についての設問の、肯定的回答割合が昨年度の結果と比較して小学校中学校ともに大きく上回りました。これが単年の結果とならぬよう、各校における教育課程の精選等をこれからも指導していく必要がございます。一方、学校に行くのは楽しいと思うか、他者との意見相違を楽しめるか、についての設問では、特に小学校において全国平均と比較して肯定的回答割合が低い結果となりました。みづまろキッズプランでは「違いを理解し自他を尊重する子ども」を目指す子ども像として設定しておりますことから、各校で行われるあらゆる教育活動において、児童生徒の有用感を高め、他者との必然性のある交流機会を設定する必要がございます。

以上説明させていただいたことを、文章化し、まとめました資料75ページ、76ページを、地域・保護者への説明責任を果たすため、HPで、更に簡略化したものを「広報」にて公開したく思います。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

無回答率というのをできるだけ低い方がいいなというのが一つ感想と、76ページの(17)、中学校の方で「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」という設問があるんですけども、小学校と同じ設問内容になっていまして、回答するときこの設問の説明というのはかなりなされているのでしょうか。それとも文章を読んでだけ回答するのでしょうか。と言いますのは、他者との意見を楽しめるか、というのは、中学生になってくるといろんな取り方が出てくるんじゃないのかなというふうに感じまして、おそらく、他者との意見が違うというのは、認められて会話が弾むという方向で、というのが我々が理想とする回答だと思うんですけども、取り方によってはいろいろあるかなと思いますので、説明があった上での結果であれば、少し安心できるなと思っています。

教育推進課参事

学校によってももちろん詳細な実施について調査をかけたことはないんですけども、私も現場におりましたときには、生徒から質問が出ることがありますので、そちらに関しては、ただ、誘導的にはならないようにという前提ではあるかなと思うんですけども、設問について説明をしたことはございます。ただ、おっしゃるように、発達段階において「楽しいと思いますか」というところが、文字どおり受け取りにくいという子どもたちもいることはもちろん想定できるかなと思いますので、やはりそれは先ほど申し上げたように、様々な機会で、それは社会に出たときにすごく大事なことになるだよ、ということは伝えていくのがすごく大事なことになるかなというふうに受け止めております。

教育委員

地域や社会を良くするために何かしてみたいこと、というところで、ここのポイントが向上した、という御報告がありました。例えばどんなような学習が学校現場で行われたのか、もし情報をお持ちでしたらお聞きしたいなと思います。

教育推進課参事

まず言えるのは、やはり総合的な学習の時間かなというふうに思います。特に小学校においては、近年例えば議場での報告であったりですとか、地域の為に何ができるか、というところを種目においた取組

を続けておりますし、中学校においては、これがキャリア学習に繋がってくるのかなというふうに考えております。地域の企業であったりですとかと協働したり、又は、ちょっと話が変わりますが、障害者理解教育等でも、例えばバリアフリーマップであったりですとか、そういうものを校区の中で子どもたち自身の目で、という取組も続けておりますので、そこが一定形になったものかなというふうに理解しております。

教育委員

私もこの地域や社会と、というところなんですけれども、去年とすごく大きくポイントが上がっている点について、中学生って職業体験というのを、昔私の子どももさせていただいたりしていたんですけれども、それをした、してない、という年であったりしますか。

教育推進課参事

職業体験につきましては、昨年度から形態を変えて各校で実施をしておりますので、そちらは大きなポイントではないかなと思います。もちろん様々な要因は考えられますし、やはり一定コロナがひとつ落ち着いて、というところで、地域の方が学校に来ていただいて、子どもたちも学校外に目を向けるということが当たり前になってきた結果なのかなというふうに理解しております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

お諮りします。

ここからの説明につきましては、各学校別の結果を扱うこととなり、これについては、平成26年第4回教育委員会臨時会にて公表しないことと決定されたことから、今回も同様に公表しないこととして、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

それでは、引き続き、第14号報告「令和6年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表について」の、各学校別結果の事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 [「令和6年度「全国学力・学習状況調査結果」の公表について」の、
各学校別結果について説明]

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(質疑応答内容非公開)

教育長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといた
します。

それでは、以上をもちまして、令和6年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。